

(別紙3) 大熊インキュベーションセンター設置条例

別表第1(第9条関係)

使用料 インキュベーションセンター事務所棟

使用区分		使用料
貸事務所(m <sup>2</sup> )	1 箇月	1,000 円/m <sup>2</sup> ・月(1,500 円/m <sup>2</sup> ・月)
シェアオフィス(1 席)		2,000 円/席・月(3,000 円/席・月)
コワーキングスペース(1 席)	1 時間	100 円/席・時間(150 円/席・時間)
交流スペース(1 室)		5,000 円/室・時間(7,500 円/室・時間)
大会議室(1 室)		500 円/室・時間(750 円/室・時間)
中会議室(1 室)		400 円/室・時間(600 円/室・時間)
小会議室(1 室)		300 円/室・時間(450 円/室・時間)

1 交流スペースは占有利用の場合のみ、使用料を徴収する。

2 大熊町の住民票を有する者、町内で勤務する者及びこれらに準ずる者以外の者が使用する場合は、50%増とする。その額は、別表第1の括弧内の額とする。